別表第１　届出対象行為の届出日（第４条関係）

届出対象行為の種類	手続		届出日
法第16条第１項第１号の建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	建築基準法	第６条第１項または第６条の２第１項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
		第18条第２項の規定による計画通知	通知の日の30日前
		第43条第２項第１号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
		第43条第２項第２号その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第17条第１項の規定による計画の認定の申請	申請の日の30日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第５条第１項から第５項までの規定による計画の認定の申請	申請の日の30日前
	建築物の耐震改修の促進に関す	第17条第１項の規定による計画の認定の申請	申請の日の30日前

	る法律（平成７年法律第123号）		
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号）	第４条第１項の規定による計画の認定の申請	申請の日の30日前
	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）	第53条第１項の規定による計画の認定の申請	申請の日の30日前
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）	第29条第１項の規定による計画の認定の申請	申請の日の30日前
	行為の着手		着手する日の30日前
法第16条第１項第２号の工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	建築基準法	第88条第１項または第２項において準用する同法第６条第１項または第６条の２第１項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請（都市計画法第４条第11項の特定工作物に係るものに限る。）	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前

法第16条第１項第３号の都市計画法第４条第12項に規定する開発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第34条の２第１項の規定による開発行為の協議	協議の日
	行為の着手		着手する日の30日前